

訪問型従前相当サービス（旧介護予防訪問介護サービス）

R7. 4. 1

実施方法	指定事業者による実施
対象者	◆身体介護が必要な者 ◆認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障がある者 ◆退院直後又は感染症等で状態が不安定なため、ケアマネジメントにより短期間（3か月以内）の利用が必要と認められる者 ※下有所、上有所、赤仁田、大平、南坂門田、中坂門田地区については、家事支援のみ本サービスを利用できる。
サービス内容	◆身体介護（入浴、排せつ、食事等の介助） ◆生活援助（調理、洗濯、掃除、買い物等の支援） ◆回数 要支援1：週1回から2回程度 要支援2：週1回から3回程度 事業対象者：週1回から3回程度 ※利用者の状態に応じた必要な回数の利用とする。 ◆時間：1回当たり45分以上60分未満
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントA）
人員基準	◆管理者 常勤・専従1以上 ※管理上支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能 ◆訪問介護員等 常勤換算2.5以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ◆サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 ※一部非常勤職員も可能 【資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者】
設備基準	◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品
運営基準	◆個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意 ◆提供拒否の禁止 ◆訪問介護員等の清潔保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供 等
単価	◆週1回程度 事業対象者・要支援1、2 1,176単位／月 ◆週2回程度 事業対象者・要支援1、2 2,349単位／月 ◆週3回程度 事業対象者・要支援2のみ 3,727単位／月 ※加算・減算あり
利用者負担	1割～3割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 （要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援1の限度額）
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払

実施方法	指定事業者による実施
対象者	サービスを利用することにより自宅で自立した生活が送れる者
サービス内容	◆生活援助のみ（調理、洗濯、掃除、買い物等） ◆回数 要支援１・２、事業対象者：週１回から３回程度 ※利用者の状態に応じた必要な回数の利用とする。 ◆時間：１回当たり４５分
ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施（ケアマネジメントＡ）
人員基準	◆管理者 専従１以上 ※管理上支障がない場合、他の職務、他事業所等の職務に従事可能 ◆訪問従事者等 ３人以上 【資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】 ◆サービス提供責任者 １人以上 【資格要件：訪問従事者に同じ】
設備基準	◆事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ◆必要な設備・備品
運営基準	◆必要に応じて個別サービス計画の作成 ◆運営規程等の説明・同意 ◆訪問従事者等の清潔保持・健康状態の管理 ◆秘密保持等 ◆事故発生時の対応 ◆廃止・休止の届出と便宜の提供
単価	◆週１回程度 事業対象者・要支援１、２ 941 単位／月 ◆週２回程度 事業対象者・要支援１、２ 1,879 単位／月 ◆週３回程度 事業対象者・要支援１、２ 2,823 単位／月 ◆初回加算 200 単位／月 ※初回加算の算定基準は、訪問型従前相当サービスと同様とする。 ※高齢者虐待防止未実施減算、業務継続計画未策定減算あり
利用者負担	１割～３割
限度額管理の有無・方法	限度額管理の対象 （要支援者は国の基準どおり、事業対象者は要支援１の限度額）
事業者への支払	国保連合会経由で審査・支払